

決 定 書

異議申立人 金沢市西念3丁目3番5号
石川県平和運動センター
中村照夫

異議申立人が平成26年5月16日付けで提起した庁舎前広場行為不許可処分に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申立ては、これを却下する。

理 由

第1 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

平成26年5月14日付け収締第41号で行った決定処分の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

平成26年5月2日付広場使用許可申請について、平成26年5月7日に訪問した際には、金沢市からは、本件に適用があるのは、「金沢市庁舎前広場管理要綱」であり、「金沢市庁舎等管理規則」ではないと説明を受け、「金沢市庁舎前広場管理要綱」第6条(4)政治的行為に該当するため、使用が許可できない旨の説明であったため、これに対する反論を出席者一同が行った。

ところが、本件不許可通知書によれば、全く前言を翻し、突如「金沢市庁舎等管理規則」第5条12号示威行為に該当すると記載されている。示威行為が禁止されるのは集団で威力を示し、対外的に心理的圧迫を加えることとなることが不適切であるからです。したがって、正当な表現活動の一つである集会までもが示威行為ととらえられ、禁止されることは、仮に庁舎施設敷地内であっても、表現の自由を侵害し、裁量権を濫用するものであり、違法である。

第5条各号に記載されている行為は、庁舎等の管理上支障があると認められる行為を例示挙したものであり、各号の行為に形式的にあたるとしても、その解釈としては、庁舎等の管理上支障がある結果となるか否かは、表現の自由の重要さから、厳密に解釈されなければならない。

また、今までにおいても、護憲に向けた同様の集会は金沢市庁舎前広場において、許可を得て実施しており、もっとも近いところでは、平成26年5月3日に置いても集会を行ったばかりである。

なお、「団体などの主義主張や意見等に関し賛否を表明することとなる集会を開催すること」は示威行為の定義には該当しないことを申し添える。

更には、処分理由として、庁舎前広場を仮設駐輪場、工事用足場や資材置き場として専用的に使用するとありますが、本日現在、集会ができるないような、広場の利用はされておりません。

以上の通り、金沢市の処分理由は、いずれも理由がなく、また、許可をしない理由が、変遷をしていることからすると、本件集会での表現しようとしている表現内容自体を弾圧しようとする意図の下に行われていることは明白であり、裁量権を濫用する違法なものである。集会予定日までに、日にちがないので、直ちに処分を取り消したい。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

平成26年5月14日付けで庁舎前広場行為不許可通知書を異議申立人宛て郵送にて送付した。

2 判断

異議申立人が使用許可を申請した使用日時である平成26年5月19日が既に経過し、もはや取消しを求める実益が失われたため、本件異議申立てを却下する。

なお、念のため、本件不許可処分が適法であったことについて言及する。

金沢市庁舎前広場は、いわゆる公用財産であり、原則として本市の事務・事業の遂行のために用いられることになっている。

金沢市庁舎等管理規則は、庁舎等の保全及び秩序の維持を図るため、庁舎管理権に基づく庁舎等の管理に関し必要な事項を定めたものであって、本来の目的に合致しない行為を例示し、使用不許可の基準としている。

今回の異議申立人が申請した集会は、同規則第5条第12号の示威行為に該当し、公務の円滑な遂行に資するという同規則第1条の目的に反することから、申請を不許可としたことは適法であると判断している。

また、過去において集会を認めたことがあると指摘されたが、このことについては、市の事務・事業又は市議会の議決を経た事項に関する行為その他これに準ずる行為を許可してきたものであることを申し添える。

3 以上のとおり本件異議申立ては不適法であると認められるため、行政不服審査法第47条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

平成26年6月17日

金沢市長 山野之義



(教示)

この決定に係る原処分の取消しの訴えは、当該原処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

この決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

平成26年6月17日

金沢市長 山野之義

